

国自技第31号の2
国自整第22号の2
国自環第32号の2
平成15年5月13日

国土交通省自動車交通局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところであります。

しかしながら、近年の交通事故の発生状況及び大都市地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっている中で、特に暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、道路交通の秩序を乱すとともに、環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では国の検査を受けた後、保安基準に不適合となる改造の実施等により、保安基準に適合していない自動車が増加傾向にあることから、平成14年度に道路運送車両法の一部を改正し、本年4月1日から不正改造車を排除するための制度を一層強化したところであります。

このような状況に鑑み、国土交通省としては、平成15年度において、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお、一層協力に取り組むこととしたので、この旨了知されるとともに、貴会におかれては、別添の実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努めるよう傘下会員に対し適切な指導方をお願いします。